

□前回委員会(2006. 7. 6)以降の会議開催経過

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
木津川上流部 会作業検討会	第 1 回	2006.6.27	13:00～ 18:45	AA ホール	1)平成 17 年度事業(木津川上流)進捗点検への意見作 成作業	—
利水・水需要 管理部会 作業検討会	第 1 回	2006.6.27	13:30～ 18:10	AA ホール	1)平成 17 年度事業(利水)進捗点検への意見作成作業	—
淀川部会 作業検討会	第 1 回	2006.6.29	19:00～ 21:00	AA ホール	1)平成17年度事業(淀川)進捗点検への意見作成作業	—
住民参加部会 作業検討会	第 1 回	2006.6.30	16:00～ 20:00	ぱるるプラザ京都	1)平成 17 年度事業(計画)進捗点検への意見作成作業	—
淀川部会 作業検討会	第 2 回	2006.6.30	16:00～ 20:00	ぱるるプラザ京都	1)平成 17 年度事業(淀川)進捗点検への意見作成作業	—
委員会 作業検討会	第 1 回	2006.7.2	13:00～ 20:00	大阪市中央会館	1)平成 17 年度事業進捗点検への意見作成作業	—
委員会 作業検討会	第 2 回	2006.7.3	9:30～ 20:30	ぱるるプラザ京都	1)平成 17 年度事業進捗点検への意見作成作業	—
運営会議	第 72 回	2006.7.6	13:00～ 14:45	みやこめっせ	1)第 51 回委員会の進め方について 2)一般からの意見提出等に関するルールについて 3)次回(第 73 回)運営会議などの開催日程について 4)その他	P3
委員会	第 51 回	2006.7.6	15:00～ 18:00	みやこめっせ	1)平成 17 年度事業進捗点検についての意見について 2)一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取につ いて 3)その他	P5
委員会 作業検討会	第 3 回	2006.7.17	13:00～ 20:00	ぱるるプラザ京都	1)平成 17 年度事業進捗点検への意見作成作業	—
運営会議	第 73 回	2006.7.20	16:00～ 19:00	ホテル京阪京都	1)平成 17 年度事業進捗の点検についての意見(案)に ついて 2)住民参加部会におけるWGの設置について(社会的 合意・対話集会) 3)7 月以降 10 月までの予定について 4)淀川現地視察について 5)庶務からの報告 6)その他	P7
委員会検討会	第 1 回	2006.8.2	13:30～ 18:30	みやこめっせ	1)委員会のこれまでの検討・とりまとめ(提言等)の基本 的な考え方について 2)その他	P8
意見聴取反映 WG 検討会	第 1 回	2006.8.8	13:30～ 16:30	京都リサーチパーク	1)意見聴取反映 WG のすすめ方について 2)住民参加に関する取組みについての河川管理者説明 3)新たな住民意見の聴取・反映方法についての意見交換 4)その他	P11
利水・水需要 管理部会 水位操作 WG 合同作業検討会	第 2 回 第 1 回	2006.8.11	13:00～ 17:00	ぱるるプラザ京都	1)水位管理等についての河川管理者等説明 2)水位操作についての論点整理 3)その他	—
意見聴取反映 WG 作業検討会	第 1 回	2006.8.24	10:00～ 15:00	ぱるるプラザ京都	1)錦澤滋雄先生ご講演「市民意向の聴取と社会的合意 形成」 2)新たな意見聴取の方法及び社会的合意についての 意見交換 3)その他	—
意見聴取反映 WG 検討会	第 2 回	2006.8.29	13:30～ 16:30	ぱるるプラザ京都	1)新たな意見聴取の方法及び社会的合意についての 意見交換 2)今後の進め方 3)その他	P13
運営会議	第 74 回	2006.8.31	13:30～ 16:30	ぱるるプラザ京都	1)平成 17 年度事業進捗の点検についての意見(最終 案)について 2)9 月以降の予定について 3)庶務からの確認事項 4)その他	P15

意見聴取反映 WG 検討会	第3回	2006.9.13	13:30～ 16:30	みやこめっせ	1)これまでの意見聴取についての河川管理者からの報告 2)関係住民の意見反映方法についての意見書目次(案)について 3)各項目についてのたたき案作成分担及び今後の進め方 4)その他	P16
運営会議	第75回	2006.9.19	13:30～ 16:30	ばるるプラザ京都	1)平成17年度事業の進捗点検についての少数意見について 2)ダムフォローアップの検討体制について 3)意見聴取反映WGの検討状況と今後の予定について 4)他の部会・WGの検討状況と今後の予定について 5)今後の会議等開催日程について 6)庶務からの報告事項 7)その他(イタセンバラに関するアンケートについての対応等)	P18
意見聴取反映 WG 作業検討会	第2回	2006.9.19	17:00～ 20:00	ばるるプラザ京都	1)意見聴取反映WG意見書 目次(案)について 2)その他	—
意見聴取反映 WG 作業検討会	第3回	2006.9.25	15:00～ 19:00	ばるるプラザ京都	1)「住民参加のさらなる進化に向けて」について 2)その他	—
利水・水需要 管理部会 検討会	第4回	2006.9.26	13:30～ 16:30	ばるるプラザ京都	1)「利水・水需要管理部会検討資料」(たたき台)(060926版)について 2)今後の進め方 3)その他	P19
運営会議	第76回	2006.10.4	10:00～ 13:00	京都会館	1)第52回委員会について 2)平成17年度事業の進捗点検についての少数意見について 3)ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について 4)意見聴取反映WGの検討状況と今後の予定について 5)他の部会・WGの検討状況と今後の予定について 6)今後の会議等開催日程について 7)庶務からの報告事項 8)その他	未作成
意見聴取反映 WG 検討会	第4回	2006.10.4	13:30～ 16:30	京都会館	1)「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)について 2)その他	未作成
利水・水需要 管理部会 検討会	第5回	2006.10.10	10:00～ 12:30	みやこめっせ	1)第4回利水・水需要管理部会検討会結果報告 2)河川管理者からの説明 ①水資源開発基本計画(フルプラン)について ②異常濁水について ③利水安全度について ④三重県伊賀用水について 3)委員からの意見 ①委員からの意見 ②前回委員発言要約 4)「利水・水需要管理部会検討資料」(たたき台)(060926版)について 5)今後の進め方 6)その他	未作成
水位操作 WG 検討会	第3回	2006.10.10	13:00～ 15:00	みやこめっせ	1)河川管理者による資料説明 2)水位操作WG意見書について 3)その他	未作成
運営会議	第77回	2006.10.10	15:00～ 16:00	みやこめっせ	1)第52回委員会の進め方について 2)その他	未作成

淀川水系流域委員会 第 72 回運営会議 (2006. 7. 6 開催) 結果報告		2006.7.11 庶務発信
開催日時	2006 年 7 月 6 日(水)13 : 15~14 : 45	
場 所	みやこメッセ B1F 第 1 会議室	
参加者数	委員 9 名(委員長、各部会長、木津川上流部会副部会長)、河川管理者 3 名	
<p><b>1. 検討内容および決定事項</b></p> <p>①庶務より報告</p> <p>庶務より本日の委員会出席委員について以下の報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日、13 名の定足数に対し 21 名の出席予定であり委員会として成立している。</li> </ul> <p>②本日の会議について</p> <p>本日 15:00 より開催する「第 52 回委員会」の進め方について。</p> <p>○報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務より前回公開会議以降の結果報告について報告することとなっていたが、委員会については、前回委員会からの部会、検討会等の報告をすることとなった。資料も間に合うなら配布する。</li> </ul> <p>○審議について</p> <p>各部会長から重点的な議論等についていくつかの項目を説明する。本日の意見は運営会議において検討し、決定する一任を取り付けることとなった。また、一般からの意見ルールについても本日決定し次回委員会から適応する。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p>①平成 17 年度事業進捗状況についての意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖部会から順に主な項目 1~2 程度の項目について部会長から 10 分程度で説明して欲しい。また、河川レンジャーについては住民参加部会で一括して説明して欲しい。本日の委員会において最終意見書は運営会議に一任してもらおう動議を図りたい(委員長)。</li> </ul> <p>②一般からの意見ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の委員会で決定したい。住民参加部会長から追加事項(著作権関連)等を中心に全般的な内容について再度概略を説明し了承後次回委員会から適応したい。</li> </ul> <p>○次回の運営会議など今後の進め方</p> <p>次回の運営会議で進捗点検の最終とりまとめを行うこととし、7 月 20 日(木)(16 時~19 時)に開催する。また、利水部会と水位操作合同作業検討会を 8 月 11 日(金)(13 時~17 時)に開催する。9 月以降については、ダムフォローアップの対象ダムに視察を行うことが望ましいが、フォローアップの作業状況がはっきりした段階で日程等は再度検討する。また、住民参加部会において 2 つの WG(社会的合意・対話集会)を立ち上げる提案を本日の委員会のその他で行うことが決定した。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の審議および今後修正意見については 1 週間程度を目途に庶務に送ってもらい運営会議に一任をもらって最終案にしたい(委員長)。</li> <li>・これまでの意見を見る限りそれほど正反対の意見はなかったと思うが、もし、同意できない意見があった場合は少数意見としてまとめる等運営会議に一任してもらおう(委員長)。</li> <li>・現地視察は 8 回分あるがそのうちの何回か他の会議に回せないか?(委員長) →それは可能だ(河川管理者)。</li> <li>・災害現場を視察するのも意見書を作成する上で有効である。 →ただし、流域外については謝金は出せない(河川管理者)。</li> <li>・ダムのフォローアップの対象ダムは現地視察をしておいた方がよいと思う。その場合、8 月の活動は少なくしたいのでフォローアップの視察を実施するなら 7 月がよい(委員長)。 →3カ所が候補となっていることから 3 日はかかるのではないか。今見るよりフォローアップ作業を行う直前にした方がよいのではないか(河川管理者)。</li> <li>・利水水需要管理部会と水位操作 WG は、関連するところが多いため、8 月 11 日(金)に合同作業検討会を実施</li> </ul>		

したい。

- ・ 3つの部会は12月くらいまでに意見書を作成してほしい(委員長)。
- ・ 委員会において以前、社会的合意という概念を提示したがその点について住民参加部会においてWGを立ち上げたいことと、対話集会についてのWGを立ち上げたいと考えている。これらは少人数の作業部会的なものとして考えたい(住民参加部会長)。
- ・ 委員会として治水、利水の考え方、提言についての考え方について委員間でも議論したい(委員長)。  
←フォローアップの会議と同じ日でもいいし、フォローアップに関連させなくてもいいのではないか。
- ・ 原案が8月、9月に提出されることはないという前提で7月に進捗点検が終わる機会を捉えて原案の意見書作成をする上で重要事項の共通の理解認識をしておくことは重要だ。また、住民参加についての提言を行うため河川管理者がこれまでに行ってきた活動についての評価等報告をしてもらうことも重要ではないか。
- ・ 利水部会、住民参加部会、水位操作WGの3部会は12月をメドに報告書を提出して欲しい(委員長)。

○その他(現地視察)

淀川河川事務所が作成した案で決定した。主な意見は以下の通り(例示)

- ・ 前委員の参加は可能か。  
←一般住民も参加できるような企画を事務所の方で作成するので委員以外は別途検討したい(河川管理者)

以上

開催日時	2006 年 7 月 6 日 (木) 15 : 00~17 : 50
場 所	みやこめっせ 地下 1 階 第 1 展示場 B 面
参加者数	委員 21 名、河川管理者 (指定席) 16 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 174 名

## 1. 決定事項

- ・「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見 (案)」への修正意見や追加して意見を述べるべき事業項目がある場合は、7 月 15 日(土) 24:00 を期限に庶務まで提出する。委員会作業検討会(7/17)にて修正意見等を審議して意見書の最終修正を行う。その後、意見書(最終案)について全委員への意見照会を行う。この時点で意見書(最終案)に対する異なる意見(少数意見)がある場合は、意見書に付して一体化する。
- ・今後の一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取について、審議資料 2 「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」が承認された。不都合な点があれば随時修正をする。

## 2. 報告の概要 :

庶務より、報告資料 1 「各会議の結果報告」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

## 3. 審議の概要

### ①平成 17 年度事業の進捗点検についての意見に関して

審議資料 1 「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見 (案)」を用いて、各部長からそれぞれの部会に関連する主な意見について説明がなされた後、意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り (例示)。

- ・河川管理者には、縦割り行政を超えて、農業用水の実態について調べて欲しい。水利権を決定した際の水田の面積と現状の水田の面積を比較できないか。都市部では大きくかけ離れているだろう。
- ・「治水-5 狭窄部上流の浸水被害の軽減」に対する意見として、「当面実施しないとした大戸川ダムおよび余野川ダムがそれぞれ亀岡地区および多田地区の治水対策に組み込まれている」と書かれている。「淀川水系 5 ダムについての方針」では、大戸川ダムと余野川ダムは当面実施しないとされていたが、今なお、それぞれのダムが治水対策として検討されていると理解してよいのか。
  - ←「淀川水系 5 ダムについての方針」は変更されていない。これまでに大戸川ダムと余野川ダムの効果を検討してきたことは確かであり、その検討過程を整備内容シートに記載しているとご理解頂きたい。事業中のダムの検討結果が書かれていない点が紛らわしかったと思っている。検討結果を書いておけばよりわかりやすかった (河川管理者)。
  - ←整備内容シートには、かなり以前の検討内容 (大戸川ダムと日吉ダムの利水振替等) が取り消されずに書かれたままになっている。誤解のないような書き方しておくべきだ。
- ・「治水-1-3 みんなで守る」の猪名川河川事務所管内の排水機場に対する意見は、河川管理者にいかなる検討を求めているのかが不明であり、具体性に欠けている。整備内容シートによれば、破堤後の排水ポンプの運転調整について大筋の合意がなされたということだが、破堤後の調整では意味がない。河川管理者は破堤を回避するために危険水位に近づけば関係者に排水ポンプの運転調整をするよう要請すべきだ。したがって、委員会の意見としては「準備会の合意は破棄し、水害に強い地域づくり協議会であらためて協議されるべきだ」という意見にすべきだ。河川管理者には「危険水位に達しているのに危険を増長させる作爲は許さない」という揺るぎない姿勢が求められる。ただ、関係者との合意には困難が伴うと思われるため、合意が必ず得られるとは限らない。その場合は、当事者責任として危険水位で排水ポンプを運転停止するよう要請していくべきだ。
  - ←河川管理者としても、破堤を回避するために排水ポンプを運転調整していくことを目標としている。今後、あらためて専門部会を立ち上げ、破堤前の排水ポンプの運転調整を目指して検討していく。目指す方向は同じだと考えている (河川管理者)。
  - ←頂いたご意見をもとに意見書(案)の記述を修正したい (委員長)。
- ・「利用-2-1 河川保全利用委員会 (仮称)」は淀川、桂川、宇治川、木津川でも立ち上がっているのに、淀川部会として意見を述べる。

- ・意見書（案）には、事実誤認や河川管理者の説明内容と流域委員会の読み方がずれている部分があるかもしれないので、河川管理者として確認をした上でご指摘させて頂きたい（河川管理者）。
- ②一般からの意見聴取および傍聴者からの意見聴取について**
- 住民参加部会長より、審議資料2「一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案」を用いて説明がなされた後、「1. 決定事項」の通りに決定した。
- ③「関係住民の意見の反映方法」と「社会的合意」に関する検討について**
- ・「関係住民の意見の反映方法」の基礎的な方向を検討するためのWGを設置して頂きたい。流域委員会は住民対話集会を提案し、河川管理者に努力をして頂き、現在に至っているが、これまでの総括と住民対話集会に代わる新たな方法があれば提案していきたい。また、「社会的合意」の指針が示せていないのであわせて議論したい。委員会、河川管理者、住民の考える「社会的合意」は違っているだろう。混乱が生じないように、ある程度の合意点やガイドラインが見えてくればと思っている（住民参加部会長）。
    - ←「社会的合意」がどういう状態なのか、明確には示されていないが、はたして示せるものなのかどうか。河川管理者としては「社会的合意」の指標が示せるとは思っていない。皆がそうだと思うもらえる状態を目指す、「社会的合意」の指標として明確な数字があるとは思っていない。ただ、「社会的合意」を得るための手続きとして、何をしないといけないのか、プロセスとして何が大事なのか、留意点は何なのかといった点は非常に重要なご指摘になる（河川管理者）。
    - ←「社会的合意」は委員会の中でも共通の認識があるわけではない。住民の意見をいろいろな形で反映するための手続きや過程が社会的合意の形成過程だと思うが、その辺りについて議論しないといけない。
  - ・WGの設置には賛成だ。住民参加部会委員以外の委員も参加できるWGを早期に発足してもらえばよい。
    - ←WG設置については運営会議に一任して欲しい。できるだけ早く発足させたい（委員長）。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。**
- ・委員会パンフレット「新たな河川整備を目指して」に関する意見書（参考資料1 No703）をご覧頂きたい。川上ダムの基本高水 1100m<sup>3</sup>/s が捏造であることを検証している（参考資料1 No702）。これを正當に見直して流出計算をし直せば 600 m<sup>3</sup>/s 程度になると感じている。真の岩倉峡流下能力や木津川改良工事や農業用井堰の統合と可動堰化等の計画を考え合わせれば、上野遊水地こそ重要ではあれ、川上ダムは無用の長物だ。河川管理者は岩倉峡の岩石が多量に持ち出され、流下能力が高まっている現状を認識し、川上ダム基本高水量検討書の見直しを徹底しダムが旧上野北西部の洪水にほとんど関与できないことを認めるべきだ。また、一般からの意見提出および傍聴者からの意見聴取に関する提案について検討がなされた住民参加部会検討会の議事録と資料を開示されるよう請求したが開示されていない。非公開会議の情報公開に努めたいという委員長の表明どおり、委員会の完全な透明性を希望する。
  - ・前深瀬川のオオサンショウウオ保護池を見学した。自然な環境で移転がなされていると思っていたが、養魚場のような人工巣穴だった。このような環境での移転では駄目だ。意見書で強く指摘頂きたい。また、死亡したオオサンショウウオの数の公表も求めて頂きたい。
  - ・利水安全度を検討するためには、淀川の流量から維持流量を差し引いた流量で上水・農水・工水を対比するのが正しい手順だろう。しかし実際は、まず淀川の流量から維持流量と農水全量（約 15m<sup>3</sup>/s）を差し引いた上で検討されている（参考資料1 No704）。農水は最大でも 50%の取水しかなくないため、正しい検討手順を踏めば、利水安全度 78%はもっと高まるはずだ。流域委員会には詳細な検討をお願いしたい。
  - ・川上ダムサイトには非常に多くのホタルが生息している。自然豊かな場所にダムをつくる必要はない。川上ダムの利水が必要だと主張するのであれば、根拠となるデータを示してダムの是非を審議して頂きたい。
  - ・住民意見の反映方法や「社会的合意」は非公開のWGで審議する内容ではない。本省で進められている河川整備計画原案に関する議論の内容も流域委員会には報告されていない。委員には、「住民参加」の意味を再度考えて頂いた上で、次回以降の委員会に臨んで頂きたい。
- 以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

開催日時	2006年7月20日(木) 16:00~19:00
場 所	ホテル京阪京都 3階 藤の間
参加者数	委員7名 河川管理者3名

**決定事項 および 検討事項****1. 平成 17 年度事業の進捗点検についての意見 (案) について**

- 「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見(案) 060720 版」について、委員から寄せられた修正意見をもとに審議がなされ、「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見 (最終案)」が作成された。
- ・「平成 17 年度事業の進捗点検についての意見 (最終案)」を全委員に配布し、気づいた点 (語句修正等) があれば 7 月 27 日 12:00 までに庶務に提出する。

**2. WG について****①住民参加部会におけるWGの設置について**

住民参加部会における「関係住民の意見の反映方法および社会的合意」に関するWGの設置について審議がなされ、WGを設置することが決定した。主な意見の内容とWGメンバーは下記の通り。

- ・住民参加部会WGメンバー  
リーダー：田中委員、副リーダー：澤井委員、住民参加部会委員 (角野委員、川上委員、川崎委員、寺川委員、戸田委員、本多委員、三田村委員、村上哲生委員、谷内委員)、寺田委員、千代延委員
- ・WGの中で「関係住民の意見の反映方法」と「社会的合意」に関する2~3名の作業グループをそれぞれつくれば動きやすくなると思っている。9月中にドラフト案を作成するために、早急にWGを開催して頂きたい。最終的には、WGの報告書ではなく、住民参加部会の報告書を作成する (住民参加部会長)。

**②水位操作WGについて**

水位操作WGの今後の進め方について意見交換がなされ、新たな水位操作WGメンバーとして角野委員がメンバーに加わることが決定した。なお、主な意見は以下の通り。

- ・水位操作WGの報告書は利水・水需要管理部会の報告書と重なる部分が多いので協力して作業を進めて頂きたい。必要に応じてWGメンバーを追加してほしい (委員長)。
  - ←水位操作試行については、平成 18 年度の試行結果を見れば試行の限界が見えてくると思われるので、結果が出てきた段階で詰めた議論をしたい (水位操作WGリーダー)。
- ・第3次委員会に向けて、これまでの6年間の活動を総括していくことも流域委員会の役目の1つだ。水位操作WGや利水・水需要管理部会の報告書も「6年間の総括」の一部にした方がよいと思っている。
  - ←難しいとは思いますが、書店で購入できる書籍としてとりまとめる方向も検討してみてもどうか。

**3. 7月~10月までの予定について：今後の会議開催について下記の通りに決定した。**

- 8月2日(水) 13:30~18:30 第1回委員会検討会  
8月31日(木) 13:30~16:30 第74回運営会議  
9月19日(火) 13:30~16:30 第75回運営会議

**4. 今後の検討会の開催方法について**

今後の検討会の開催方法について意見交換がなされ、8月11日以降の検討会では議事録を作成して公開することが決定した。なお、主な意見は以下の通り。

- ・検討会を非公開で開催してきたが批判も多い。流域委員会としても非公開で開催してきたことを反省し、できるだけ公開で開催していきたい。ただ、経費等の関係上、委員会や部会と同じような形で開催するのは難しいため、検討会についても部会や委員会と同様に議事録を作成し、公開していくことにする (委員長)。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

開催日時	2006年8月2日（水）13:30～18:35
場所	みやこめッセ B1F大会議室
参加者数	委員17名 河川管理者21名

## 1. 検討の概要

「淀川水系流域委員会 提言 ―新たな河川整備をめざして―（平成15年1月）」を用いて、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・今後、河川整備計画原案に委員会として意見を述べていくときのベースになるのが「提言」であり、「提言」を委員間の共通認識としておきたい。初心に返り、今後の河川整備計画がどうあるべきかを議論したい（委員長）。

### ① 河川環境について

- ・特に琵琶湖部会で問題になったのは琵琶湖水位操作と湖岸堤が生物に大きな影響を与えているという点だった。水位操作については、水位変化に順応性を持たせる等の具体的な指摘をした。「提言」では、「河川環境の回復」が究極の目標だと言い切っている点が重要だ。「川が川をつくることを助ける」が河川整備の基本的な理念の1つであり、「セルフデザイン」と呼ばれている考え方と同じだ。

- ・「提言」は、環境と治水と利水を分けて書かれているが、実際には分けられない。調整をどう図るかという問題がある。また、「自然とは何か」ということも新たな河川整備を進めていく際には重要になってくる。理念だけではなく、政策に盛り込んでいくための位置づけが必要だ。

←まずは「環境」「治水」「利水」を分けて論じ、その後、どう調整するかを論じればよいと思う。環境について新たな社会的な利害調整をつくるべきだという意見は琵琶湖部会の「提言」に書かれている。また、一体何が「自然」なのかはわからない。自然は予測ができないので「予防原則」と「順応的管理」でやっていくほかない。目標設定もフィードバックしながらやっていかないといけない。できるだけ客観的な評価基準（生物指標等）を設けることが大事だろう。

- ・「提言」は人間の視点ばかりで、生物の視点が抜けている。特に生物から見た水質に関する記述がない。
- ・「予防原則」があると何もできなくなるのではないか。「何が起こるか分からないから、やめておこう」ということになる。調査をしてすでに知見がある段階と何も分からない段階では事情が違う。

←「予防原則」とは「わからないからできない」ということではない。「事業中のダムについての意見書」では、「予防原則・安全側に立った環境の評価は、評価に資すべく得られた資料からはリスク評価が科学的にできない場合、評価を試みたが科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている」となっている。

- ・「提言」の理念を実際の河川整備の設計に落とせるのかが重要になってくる。また、「提言」を整備計画に反映していくためには、現行の水位操作規則が決まった背景をしっかりと理解しておく必要もある。
- ・「河川法改正で環境が加わった」という言い方は誤解が生じやすい。河川法改正によって河川環境の整備と保全という要項が加わり、河川整備の目的として位置づけられた。これをどう考えるか。「提言」では、「河川生態系の保全・回復」という考え方をしており、単純な第3の要素という理解はしていない。よって、河川整備計画には、環境保全回復そのものを目指した整備が入ってくる。また、治水、利水といった整備事業を行う上では、環境の視点からの歯止めとして、制約的な理念となる。これらの点が重要だ。

### ② 治水について

- ・改正河川法には、「場所によっては連続堤にする必要はない」「既存の治水施設の補強」といったことが述べられており、委員会の考え方と一致している。

←河川管理者も「提言」とほぼ同じ方向を向いていると思っている（河川管理者）。

- ・越水しても壊れない堤防は緊急対策目標として出てこないのか。矛盾しているのではないか。
- ・集水域の水管理として、一時的に貯水しておく遊水地や森林管理が必要だ。「提言」で森林のダム機能や遊水地について書かれてないのは何故か。

←緑のダムについても議論した。森林保全には賛成だが、治水対策としては適切ではないというのが委員会の結論だった。



- ・狭窄部については、「他の代替案を優先的に検討すること」という趣旨だが、この「他の代替案」の中にはダムも含まれているのか。

←ダムも入りうるだろう。

### ③ 利水計画について

- ・「提言」では、水需要管理の中身について具体的には説明されていない。現在、利水・水需要管理部会では、具体的に実践していくために必要な事柄を提案する報告書を作成している。そもそも水需要はピークを過ぎた。水資源開発の必要性がなく、環境問題や人口問題とは別の観点から見ても、すでに開発の時代は終わった。さらに琵琶湖の環境にとってプラスになるように水需要を抑制していくというところまで報告書で書きたいと思っている。
- ・水需要管理の中に「人口の適正配置」は含まれているのか。人口が集中している限り、それに対応していく必要もあるだろう。人口増加と水資源開発のいたちごっこになるのではないのか。
  - ←これまでの行政は増加する人口に対応してきたが果たしてよかったのかといった点から考えると、人口抑制という考え方に違和感はない。ただ、実現できるとは思わない。人口増加についてどう考えるか。自治体はしばらく前までは「今後も人口は増えていく」という予想のもとにやってきた。それに対して河川側から「対応できない」と言っていけないといけなかったということだと思ふ(河川管理者)。
- ・社会的合意が重要だ。水需要管理に転換していく上で川上ダムの利水は非常によいケーススタディとなる。

### ④ 利用について

- ・舟運については、「船舶が環境に影響を与えるから反対だ」という意見と「川に親しんでもらうためにも、災害時の交通のためにも舟運には賛成だ」という考え方がある。
  - ←舟運が環境に与える影響は規制等で取り締まれる。舟運による環境への悪影響を考慮して閘門を規制するというのはアプローチとしては間違っている。舟運のあり方はこれから考えればよい。
  - ←舟運はあってもよい。その一方で、淀川大堰そのものが本当に必要なのかとも思っている。
- ・淀川大堰を残すのであれば、閘門は当然あってしかるべきだ。
- ・航走波は速度が関係している。砂利船が走る程度であれば問題ないだろうが、舟運のルールは必要だ。
- ・プレジャーボートが気になりだ。河川は自由使用が原則だが、琵琶湖ではどこからでも船が乗り入れられる状況になっている(特に水上バイク)。ルールをきちっと決めておかないと大変な状況が生まれる危険性がある。あらかじめ決めておかないと既得権等の問題が出てくるだろう。
- ・航走波が生物に与える影響として、琵琶湖ではオオヒシクイがプレジャーボートのために寄りつかなくなっている。トンボの羽化にも影響が出ている。
- ・琵琶湖や淀川からあぶれた水上バイク利用者が加古川上流へ流れているようだ。流域だけの問題ではない。

### ④ 住民参加について

- ・「関係住民の意見の聴取・反映方法」と「社会的合意」について集中して議論するWGを立ち上げた。社会的合意は「数字」では解決できない。どれだけ努力したのか、そのプロセスが大切だ。

### ⑤ ダムについて

- ・代替案を徹底的に検討して、それで無理ならダムも仕方がないという気持ちが強くなってきているが、「提言」のダムについての考え方そのものは肯定している。
- ・ダムが最後の手法だという点はその通りだと思う。しかし、「ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ」という記述の意味が分からない。また、「住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」は現実的に無理なので、ダムを否定していると解釈している。「地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する」という記述にいたっては意味が全く分からない。ダムをつくってはいけない地域は法律で守るべきだ。法律で規制されていない地域では、より高度なアセスやそれ以上の知見による対策を講ずればよい。
  - ←代替案の検討が不十分だ。現状の法律では非常に限られた範囲だけしか保全できない。調査の結果、自然の価値が高ければ保全するという方向性であるべきだ。
- ・第1期委員も「提言」のダムについての意見に100%賛成したわけではない。「河川法改正で環境が目的の1つに位置づけられたことを受けてどういう表現にするべきなのか」という視点で、「提言」の表現になった。「提言」では、「計画・工事中のものを含め、ダムの建設については次の扱いとする」とあるが、事業中のダムは当時の社会的合意が得られたから事業を行っている。当時の社会的合意の中には「地域経済の振興」が含まれていた。それが現時点で環境という別の理屈で社会的合意を求めないとい

けないとなった場合には、地域の発展を担保する別の枠組みが並行して動かないといけない。

←「提言」のダムについての意見は、河川法改正後の視点から書かれている。事業中のダムの合意がなされた当時は「住民参加」に関する規定はなく、改正河川法のもとで考えれば、必要な手続きが欠落していると言える。社会的合意は手続き的条件であり、いかに手続きを踏んだかということだ。

「数」で社会的合意が決まるわけではない。「情報公開」「住民が発言できる機会」「計画策定者の意見反映努力」といったことを十分にやったかどうかということが社会的合意だと思っている。「提言」は、河川法改正で「住民意見を聴取する」ということになったので事業中のダムについても今からでもやるべきだという考えだ。一方、代替案の検討は客観的条件だ。現在の法は事業アセスであり、計画アセスではないが、計画策定の過程でどれだけ十分な代替案の検討をしたのかがアセスの核心だと思っている。

←ダムの地域の当事者は当時の法におけるプロセスを踏んでダム建設に合意してきた。今後、再度合意を得ていく中で委員会の力量が試される。こういったことについて議論があることを予想して、「提言」4-19 ページ下部に文章を追加した（一方、新たな河川整備計画には.....以下）。これが今まさに問われている。同じようなことは世界中で起きている。これまではガバナンス（統治）の時代だったが、それでは解決できない問題を住民が声を出して解決していくということだろう（協治の時代）。

←社会的合意の手続きを踏まないといけないという点では河川管理者全体で一致している。社会的合意という状態があるわけではなく、プロセスがあるという考えだ（河川管理者）。

- ・「提言」のダムについての意見は、さまざまところで波紋を呼んだ。「提言」に賛成したものもいれば、そうでもないものもある。後者からは、「流域委員会は河川整備計画をつくる上で意見を述べる学識者の集まりであり、脱ダム宣言は委員会の役割を超えているのではないか」「河川管理者にダムを造らせないためではないか」という意見もあったようだ（河川管理者）。
- ・「提言」のダムについての意見は、利水面からはまた違った評価を受けている。「提言」後、いくつかの利水者は事業中のダムから撤退を表明した。「提言」によって、利水者は「ダム事業から降りてもよい」という気持ちを持ったと思う。「提言」がなければそうはなっていなかっただろう。
- ・流域委員会がつくられない流域もあるとのことだが、もし淀川水系流域委員会が原因であるなら、その理由を考えていかないといけない。

以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

第1回意見聴取反映WG検討会（2006.8.8開催）結果報告

2006.8.21 庶務発信

開催日時	2006年8月8日（火）13:30～17:40
場 所	京都市サーチパーク 西地区4号館 2F ルーム1
参加者数	委員9名 河川管理者20名

1. 決定事項

- ・今後の意見聴取反映WGの日程が下記の通りに決定した。  
 第1回意見聴取反映WG作業検討会 8月24日（木）10:00～15:00 ぱるるプラザ京都  
 第2回意見聴取反映WG検討会 8月29日（火）13:30～16:30 ぱるるプラザ京都

2. 検討の概要

① 意見聴取反映WGの進め方について

- ・関係住民の意見反映方法について意見を述べるのが流域委員会の仕事の1つだ。河川管理者から対話集会等の報告をして頂き、WGにてその総括をして頂きたいと思っている。集中的に審議を進めるためにもWGに専門家をお招きしてご意見を頂いてはどうかと考えている（住民参加部会長）。
- ・流域委員会への諮問は、河川法第16条2.4項を具体化させるためのものだ。「住民参加」を広く捉える概念もあれば、狭く捉える概念もある。広い概念から見れば委員会や知事に意見を聴くのも「住民参加」となるが、流域委員会は河川法16条2.4項を具体化するための答申をしなければならない。具体的に言えば、河川管理者から対話集会等の報告を聴いて総括し、委員会が提言した「対話集会」を発展させた具体的な手法を提案することだ。広い概念から見た「住民参加」と区別して審議していかなければならない。「社会的合意とは何か」についてもどこかの段階でまとめていく必要があるだろう。
- ・「関係住民」の意味についても審議する必要があるのではないか。
  - ←はじめから「関係住民」が決まっているわけではない。どういう獲得目標のもとで手続きをするかによって「関係住民」が決まってくる。例えば、地域の住民の意向を聴く場合は、「関係住民」も限定的になってくる。
  - ←行政にとっての「関係住民」は補償の対象となるかどうか判断基準になってきた。しかし、流域の住民まで含めて考えないといけないという認識ができつつあると思う。
  - ←WGの役割は答申の作成だ。「関係住民」の定義は部会の宿題と考えて頂きたい（住民参加部会長）。

② これまでの住民参加に関する取り組みについて

- 河川管理者より、資料2-1～資料2-6を用いて、これまでの住民意見聴取の実施状況について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・聴取した住民意見を計画にどのように反映したのか（できなかったのか）。対立意見をどのように反映したのか。対話集会で困っていることは何なのか。よりよい対話集会の形式を検証するためにも、河川管理者にはそういった報告をお願いしたい。琵琶湖の河川保全利用委員会はワークショップ的な形式で開催されたようだが、ダムに関わる住民意見の聴取はどのような形式で行われたのか。
    - ←住民意見には要望的な意見が多い。対応できるものについては整備内容シートに追加している（例えば、小泉川の落差工）。対応できない意見であってもHP等でお答えを返している。対話集会では1つの結論が出るわけではないので、どう反映していくかが課題だ（河川管理者）。
    - ←すべての対話集会を教科書的に同じやり方で開催しているわけではない。それぞれ工夫をして、よりよいと思う方法で開催してきた（河川管理者）。
  - ・流域委員会は、公聴会の1つの方法として「対話集会」を提案して、河川管理者に取り組んで頂いた。参加者から意見を聴くだけでなく、賛成派・反対派が議論する場をつくることができたと思っているが、「対話集会」が意見聴取の方法として良かったのかどうか。良くなければどこが悪かったのか。河川管理者にお聞きしたい。
    - ←「対話集会」という手法が有効な場合もあったが、十分に効力を発揮しなかった場合もあったというのが率直な感想だ。従来の対話集会では対象や地域が限定された問題を扱っていたが、不特定の大人数が参加する場合には「対話集会」は難しい手法だと思った。当初、河川管理者は入らずに実施したが、事実誤認に基づく議論が行われていても口が出せずに、非常にもどかしかった。また、ファシリテーターによってやり方が大きく違っていた（河川管理者）。
    - ←参加者が自分とは違う意見を聴いて自分の意見を修正することがとても大切だと思う。高水敷の保

全・利用に関する対話集会では、河川敷を利用したいと思っている人も自然環境を大切にしたいと思っている人も、相手の立場の根幹の部分には若干の理解を示すようになった。その一方で、自分の意見が全く変わらないケースもたくさんあった。参加者がどういう立場で参加しているかが重要だ。参加者の立場がある特定の団体の代表であれば、意見の修正はありえない。どういう立場で参加してもらうかが課題の1つだろう（河川管理者）。

←事業の可否や限定した事項については、「対話集会」という手法も考えられるが、全体的な案に対する意見聴取の手法としてはよくなかったと思っている。

・平成15～16年度の対話集会については一定の総括がなされている。また、ファシリテーターと委員との意見交換会も開催した。これらをWGの共通認識にしておくためにも統一資料を作成しておいた方がよい。その上で、統一資料以外に必要な資料や質問事項を洗い出さないといけない。

・河川管理者の方針は住民意見によって変わる余地があるのか。

←第1稿以降の4年間、いろいろな方のご意見を聴き、なるほどと思った意見を取り入れて整備計画基礎原案や基礎案を作成してきた。河川管理者としての方針や考え方は持っているが、ご意見は真摯にお聴きし、鵜呑みにするのではなく、納得できるものは取り入れてきた。河川管理者は計画を決定しなければならない。後々、決定した計画に批判が出るかもしれないが、そのときは過去の判断基準が誤っていたのかどうかを検証するといったことを繰り返していくことが大切だろう（河川管理者）。

・「対話集会」が馴染まないケースにおける意見聴取の手法について考えないといけない。「対話集会」には改善点や反省点がある。委員会はきめ細やかな提案をする必要がある。

←ダムに対話集会では、それぞれの立場からたくさんの意見が出されていたが、「この場を利用してとにかく意見を述べる」という方が多かったように思う。どのような方が参加されるかを考慮した上で開催方法を考えないといけない。また、事実誤認の修正がないまま意見交換が進んでしまうことがあったので、途中で修正する工夫も必要だ。

・大戸川ダムにおける対話集会の満足度アンケート結果によれば、大半の人は対話集会を評価している。修正すべき点を洗い出し、住民の意識レベルを高める努力を長く続けて欲しい。

←大戸川ダムの対話集会では、ほとんどの参加者がダム賛成派だったため、アンケート結果も「対話集会賛成」になった。数字だけで判断するのは危険だ（河川管理者）。

・対話集会に参加していない人の意見をどう把握するのも重要だ。〇×をつける住民投票は危険なので、さまざまな設問を設けてないといけない。これまで無作為アンケートも試みられていないので、意見分布を把握していく工夫も必要になってくる。

←対話集会に参加していない方々の意見を網羅するのは不可能だろう。対話集会の他にもHPやお手紙等を通じてご意見を頂いている他、住民の方々から直接ご意見を頂くケースもある。そういった各種のアンテナに敏感に反応していくことが重要だと思う（河川管理者）。

・これまでに頂いた住民意見を計画のどの部分にどう反映してきたのかを報告してもらってはどうか。

←委員会が提言しなければならないことは、行政計画の形成過程における住民参加および住民意見聴取の手法として何が考えられるのか、何をやっておくべきなのか、河川法で規定されている手続きとして何が必要なのかということだ。WGは河川法第16条2.4項を具体化する方法がどうあるべきかを述べなくてはならない。これまでの対話集会の結果、場面毎に手法を使い分けなくてはならないということが分かってきたと思う。委員はそれぞれの場面における具体的な手法を示していかないとけない。計画素案ができてから意見を聴くケースと素案形成過程から意見を聴くケースでは、意見の聴き方が違う。住民意見反映とは手続きであり、素案形成の早い段階からその手続きを繰り返し行うことに河川法の「住民参加」の神髄があると思っている。住民意見を計画にどう反映させたかを詮索する必要はない。個々の議論の中でさまざまな意見を吸収しながらやっていくことが「反映」だろう。

・サイレントマジョリティーの反映についてどう考えるべきか。

←サイレントマジョリティーは、普段は意見を述べないが、自分に関係してくると（例えば災害）、意見を述べはじめる。平常時からサイレントマジョリティーの意見を代弁しているのが地方自治体の首長だろう。河川管理者は行政からもご意見を聴いているので、そういった視点から考えれば、サイレントマジョリティーは反映されていると言えるのではないかとと思っている。もちろん、サイレントマジョリティーから意見を得られるよい方法を教えてもらえればと思っている（河川管理者）。

以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第2回意見聴取反映WG検討会(06.8.29開催)結果報告		06.9.8 庶務発信
開催日時	2006年8月29日(火) 13:30~16:30	
場所	ばるるプラザ京都 5F 会議室B	
参加者数	委員13名 河川管理者20名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回意見聴取反映WG検討会の開催日が決定した。9月13日(水) 13:30~16:30 みやこめっせB1F</li> <li>・意見聴取反映WG作業グループのメンバーが決定した(田中委員、澤井委員、三田村委員、川上委員、寺川委員、本多委員)。</li> </ul> <p><b>2. 検討の概要</b></p> <p><b>① 新たな意見聴取反映の方法および社会的合意についての意見交換</b></p> <p>資料1-3「新たな意見聴取及び社会的合意に関する委員の意見」を用いて、社会的合意と意見聴取反映について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p><b>○社会的合意について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイレントマジョリティーと無関心層の違いはどこにあると思うか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←サイレントマジョリティーとは意見を持っている人だ。重要なのは、意見がある人から意見をくみ上げていくことだ。対話集会を超えた場が準備されれば意見がある人は参加するのではないか。</li> </ul> </li> <li>・資料1-3では「合意の成立は関係自治体の議会の議決もしくは承認」となっているが、議会と住民の意見が一致しているとは限らない。例えば滋賀県の栗東新駅は議会と住民で判断が違っている。また、ダムのように全員では合意できない事業もある。議論によって合意形成ができるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←社会的な影響が大きい事業は住民意見を十分に聴く仕掛けをつくった上で、最終的には事業者が判断すべきだと思う。合意を得なければならない事業は「合意が難しい事業」である場合が多い。対話集会で合意が得られなくとも、十分に議論をして社会にPRできればよいのではないか。</li> </ul> </li> <li>・栗東新駅建設については、滋賀県議会と県民の意志は逆だった。議会では住民への説明が十分ではなかったという意見も出ているが、住民への説明が十分でないままになされた議会の判断が社会的合意にあたるのか、疑問に思う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←いきなり議会の承認を得るべきだとは思っていない。最も重要なのは、事業者が合意形成までの手順をしっかりと示すことだ。</li> <li>←議会制民主主義は完璧ではない。議会による承認が社会的合意にあたるとは言い切れない。合意形成までの手順をしっかりと事業者が示すことが重要だという意見には全面的に賛成だ。</li> </ul> </li> <li>・社会的合意には段階がある。整備計画全体とその作成過程には合意できるが、中身の一部については合意できないというケースがある。どの段階の合意形成を求めていくのが大切だ。</li> <li>・「住民参加」と「社会的合意」は明確に区別されなければならない。「住民参加」は意見を述べることができる手続きだ。「社会的合意」は十分な「住民参加」を行った結果であって、目的ではない。区別して考えないといけない。</li> <li>・河川管理者も「社会的合意」の明確な定義を持っていない。大方の人が「それでよい」と思っている状態が社会的合意だとは思いますが、そういった状態を目指すために何をすべきなのか。整備計画策定の遙か前段階から策定後のフォローアップまでにどのようなプロセスで、具体的に何をすべきなのか。そういったことが重要だと思っている。社会的合意の定義が決まっていないから住民意見を求めないということではなく、河川管理者としてしっかりと進めていく。流域委員会には、特に、策定過程における住民意見聴取についてご意見をお伺いしたい(河川管理者)。</li> <li>・サイレントマジョリティーであっても意見を引き出す必要がある。発言できない状況にある方々の意見を吸い上げる方法としてインタビューが考えられる。また、アンケートも有効な方法だ。</li> </ul> <p><b>○意見聴取反映について</b></p> <p>資料1-1「意見聴取反映WG意見書目次(案)田中委員提供」、資料1-2「意見聴取反映WG意見書目次(案)澤井委員提供」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川事務所が開催してきた対話集会等のとりまとめを次回WGで報告してもらおうことになっていたと思うが、再度確認をしたい。河川管理者による対話集会等の評価を聴かずに意見を書くのは難しいので、</li> </ul>		

これを待つて委員としての意見を書くつもりだ。

←大きく分けて3つの手法（説明会、意見募集（ネット、FAX等）、対話討論会）について、評価を中心にとりまとめている。また、基礎原案等を出した際に実施した意見聴取とこれら以外の事業で実施した意見聴取があるが、後者については間に合えば次回のWGでお示ししたい（河川管理者）。

←どういったテーマについてどういった手法で意見聴取を行ったのかがわかるようにまとめて頂きたい。また、対立のないテーマ（ワンド再生等）についてどのような手法で説明したのかも説明して欲しい。

- どうしても意見を聴いておきたい方々からどのようにして意見を聴くべきなのか、考えておかないといけない。流域委員会も一般の方々のご意見を意見書に反映してきた。この経験を活かさないといけない。
- 対話集会では「討論があった」という点が一番良かった点だ。しかし、対話集会という手法を提案した委員と河川管理者が聞き役だったという点は見直すべきだ。また、意見を言いにくい方々の意見を聴いていくためのアンケートによる無作為の意見聴取が実行されていない。
- 対話集会を開催する以前に事業者が正しい情報を提出しているのかどうか。住民の質問にきちんと答えられるのかどうか。住民が判断を下せるほどの情報を出しているのかどうか。合意形成までの手順をしっかりと事業者が示すことが非常に重要になってくる。
- 河川管理者から求められているのは一般論ではない。河川整備計画のうち、意見の割れそうな狭窄部改修や河川公園といった問題に絞って、より具体的な意見を述べるべきだ。
- 参加者分析をしてはどうか。よく意見を言う方、参加しても意見は言わない方、団体所属メンバー等々、住民意見を聴いて反映していく際には考えないといけない。

## ② 今後の進め方について

- 意見聴取反映WGで答申のたたき台をつくってもらいたい。流域委員会が実施してきた意見聴取試行については簡単な紹介にとどめ、どのようなテーマにはどのような手法を用いればよいのか、気をつける点は何なのかといった具体的な提案をした方がよいと考えている。また、答申の中で「社会的合意」の章を立てた方がよいのかどうか、検討して欲しい。
  - ←「社会的合意」については、独立した章を立てるのではなく、意見聴取反映に関する意見の中で言及した方がよいと思う。
- 住民意見反映のプロセスは技術的な問題だ。利水・水需要管理部会では、これまでの意見の総括や資料整理をした上で、報告書の目次を作成した。意見聴取反映の答申についても同様のやり方で進めてはどうか。また、答申の作成を進める中で流域委員会が意見書で示した「社会的合意」の答えも示さないといけない。
  - ←流域委員会はこれまでも住民参加に関する意見書を出している。これまでの意見書のうち、特に大切な部分を再度答申に含めるかどうかを検討して欲しい。
- WG委員自身が対話集会のどういった点が問題だと思っているのか、発展させるべき点はどこなのか、意見を出さないといけない。
- 河川管理者には流域委員会の提言や意見書を実践して頂いたが、そのまま実践されたわけではない。意見書や提言では、「意見対立があれば委員会に提起して欲しい」といった意見も述べているが、これはできていない。検討すべき点だ。
- テーマ毎に手法を使い分けないといけない。また、十分な住民参加の手続きを行うためには、住民への情報公開だけではなく、「質問と回答」というサイクルをうまく消化するために、住民がアドバイスを得られる専門家パネル等の制度が必要ではないかと思っている。
- 対話集会の参加者（ファシリテーター、河川管理者、一般参加者）が予習不足だと感じた。内容をきちんと理解している参加者が少なかったように思う。参加者全員に十分な理解を求めるのは無理だろうが、「事実誤認は修正する」というルールはあった方がよかった。
- 答申のたたき台をつくった後、必要に応じて、ファシリテーターや第一期委員、庶務から意見をもらってはどうか。

以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

開催日時	2006年8月31日（木）13:30～16:30
場所	ばるるプラザ京都 4階 研修室2
参加者数	委員9名 河川管理者3名

**決定事項 および 検討事項****1. 平成17年度事業の進捗点検についての意見（最終案）について**

「平成17年度事業の進捗点検についての意見（最終案）」について審議がなされ、「平成17年度事業の進捗点検についての意見」として承認された。少数意見について後日検討する。

**2. 9月以降の進め方について**

9月以降の会議の進め方について意見交換がなされた。

**○住民参加部会について**

・意見聴取反映WG作業グループで答申たたき台作成作業を行う。WGによる検討会や作業検討会を経た上で、10月中旬～下旬に住民参加部会を開催したい。12月の委員会に答申案を提出する予定なので、11月下旬にも住民参加部会を開催したい。11月下旬の部会はWGと合同で開催してはどうかと考えている。

←住民参加部会とWGの開催スケジュールは部会長とWGリーダーにお任せする。できるだけ早く日程を決めて作業を進めて頂きたい（委員長）。

**○利水・水需要管理部会について**

・現在、報告書の作成を進めている。9月下旬に報告書案を示し、10月の部会検討会で委員の意見を頂いた上で、11月下旬に部会を開催したい。その後、12月の委員会で報告書を提出するという流れを考えている。必要に応じて10月中旬～下旬に作業検討会を開催して意見調整を行うつもりだ。

**○地域別部会について**

・地域別部会については次回の運営会議で再度検討したい（委員長）。

**○ダム等の管理に係るフォローアップについて**

・ダム等の管理に係るフォローアップ年次報告書はいつ頃流域委員会に提出される予定なのか（委員長）。

←現在作業を進めており、10～11月を予定している（河川管理者）。

・ダムフォローアップの検討体制を決めておく必要がある。分量が多いので従来の検討方法では時間がかかりすぎる。重要なポイントを示してもらって、現地視察を先行させてはどうか。

←報告書は専門的な内容なので、これまでのような意見を一本化する作業にはなりにくいのではないかと考えている。ダム現地視察については、9月末～10月初旬を目処に調整する。また、先行的に示せる資料についても確認したい（河川管理者）。

**○その他**

- ・河川管理者には、現在の予算の執行状況を説明してほしい。あと何回程度の会議が開催できるのか、おおまかでよいので予算の状況が分かるようにしてもらいたい。
- ・庶務には、委員の出席率が分かる資料を作成して頂きたい。また、より効率的に会議を運営できるように、さらなる経費削減の提案をお願いします。

**3. その他****○庶務からの提案事項について**

庶務より「結果報告の委員への送付」「議事録確認期間の短縮化」「検討会資料公表の取り扱い」について提案がなされ、下記の通りに決定した。

- ①結果報告の委員への送付：会議の結果報告を全委員にメールかファックスにて送付する。
- ②議事録確認期間の短縮化：議事録を迅速に公開するため、議事録確認期間を10日間とする（締切3日前に締切注意喚起のメールを全委員に送信する）。締切後、発言確認がとれていない委員を議事録に明記した上で直ちに確定し、HPで公開する（ただし海外出張等の場合は特例を認める）。
- ③検討会資料公表の取り扱い：資料の公開・非公開は、資料作成者、部会長、委員長で協議し決定する。

**○次期委員会について**

・前回の「流域委員会委員候補推薦委員会」が動き出したのは8月頃だった。委員公募期間等を考慮すれば、そろそろ動き出すのではないかと考えている。流域委員会が開知するものではないが、流域委員会としての希望を伝えておくことはできると考えている（委員長）。

・河川整備計画原案への意見を書くことが委員会の役目だが、整備計画原案が出てくる日程に目処が立っていない。現委員会でもどこまでできるのかを考えておく必要がある。また、次期委員会に引き継ぐためのとりまとめを作成する必要もあると思っている。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

開催日時	2006年9月13日(水) 13:30~17:00
場 所	みやこめっせ B1F 大会議室
参加者数	委員10名 河川管理者23名

## 決定事項および検討の概要

### 1. これまでの意見聴取についての河川管理者からの報告

河川管理者より、資料1-1「住民意見聴取の取り組みにおける河川管理者の評価」、資料1-2「事業執行における住民との関わりの具体的事例(概要)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・河川管理者が実施してきた住民意見聴取は河川法第16条2.4項の一環として実施したと理解してよいのか。
  - ←河川法第16条2.4では「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」となっており、この「前項に規定する場合」とは、計画の案を策定しようとする場合だ。よって、整備計画原案ができる前に住民意見聴取をやってもかまわない。河川管理者が意見を聴いてきたことは河川法の趣旨を最大限に活かすものとして評価している。
- ・WG検討会が作成しようとしているものはこれまでの取り組みの改善点の提案だが、この提案を河川管理者はどこでどう活かすのか。整備計画原案作成後も住民意見聴取を実施するのか。
  - ←意見を聴くが、これまでと同様の手法で実施するかどうかは決めていない。流域委員会からの提案も受けて検討する。第1稿、第2稿、基礎原案は、ご意見を聴いて反映しながらつくってきた。今後も同じことを続けていくが、「プロセス」が非常に重要だと考えている。具体的に何をやればよいのか、ご意見を頂ければと思っている。(河川管理者)。
- ・河川法は、たんなる意見聴取ではなく、「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」としている。どこまでやれば「反映」となるのかは、さまざまな考え方があるが、関係住民の意見に耳を傾けて有益な意見は採用しようとする姿勢が重要だ。第一段階としては、住民が十分に意見を言え、質疑応答ができ、内容が理解できるような工夫(説明会)が必要だ。その後、住民が意見を述べる意見交換会(公聴会)で有益な意見を探すという姿勢で河川管理者はのぞまなければならない。第二段階としては、対話討論会によって住民間で議論をしてもらって一方的な理解を解消し、相互理解を発展してもらう必要がある(1つの結論を出す必要はない)。第三段階としては、住民意見をどのように反映するのだが、反映した箇所が明示できなくとも、積極的に意見を吸収するという姿勢で説明会や対話討論会等を十分に実施すれば、実質的には意見反映を行ったことになるのではないかと考えている。
- ・住民説明会は限定された地域で開催され、対話討論会は参加者を広く募って開催した。今後は、2つの手法における参加者の違いや整合性について検討したい。
- ・対話討論会を開催する前に住民へはどのような手段でどのような情報を知らせたのか。高齢者は情報機器をうまく操れるとは限らない。情報提供のアンバランスへの考慮等、伝える仕組みを考えないといけない。また、河川管理者はパンフレット等で自らの考え方の変化を熱心に伝えてきたが、どのような点に力点を置いて広報してきたのかも教えて欲しい。
  - ←HP掲載、チラシ配布、ポスター掲示等を行ったが、詳細については調べて答えたい(河川管理者)。
- ・ワークショップはいろいろな意見を得る場としてはよいが、合意形成を諮りながら議論を進めるためには住民説明会と住民対話討論会をセットにした円卓方式がよいと思った。
- ・最近、住民説明会や対話討論会等の開催頻度が落ちている。継続して開催して欲しい。
- ・資料1-1 P2には「河川敷の利用と保全の方向性の討論会では、住民同士の意見交換の場を設けたことに対し、多くの参加者から評価を頂いた」とあるが、ここで言う「評価」の意味は何か。
  - ←「意見を聴く場があってよかったか」という会場アンケートの結果、「よかった」という回答が多かった(河川管理者)。
- ・資料1-1 P2には「大戸川ダムの討論会では、意見が平行線でまとまらないため、次回の開催から住民説明会に変更した」とあるが、対話討論会では意見がまとまらなくてもよい。参加者に対立点をわかってもらうことが対話討論会の役目の1つだ。
- ・資料1-1 P2には「余野川ダムの討論会では代替案について一定の理解が得られた」とあるが、代替案が住民の中から出てくるのが非常に重要だと思っている。
- ・サイレントマジョリティーから意見を得るためには、メールやFAXは有効な手法だろう。河川管理者自身は、これまでにメールやFAXで自分たちの意見を発信してきたのか。意見を募集するだけでなく、河川管理者が意見を発信するという方向に向かって欲しい。
- ・住民から寄せられた質問や意見には全て回答しているのか。また、回答までにどれ程度の時間がかかるのか。



←頂いたご意見には回答しているが、回答までの期間は一概には言えない。窓口を一本化して、受けとったご意見の内容によって担当を振り分けている。最終的には所内でチェックした上で回答している。また、他の組織に関連する質問があれば、担当機関等へのご協力をお願いしている（河川管理者）。

- ・匿名の意見には内部告発的な意見や専門的な意見もありえる。匿名意見にも対応して欲しい。  
←質問と回答は、希望しない場合を除いて、HPで公開している（河川管理者）。
- ・河川管理者自身は、住民対話討論会等をやってよかったのかと思っているのか。河川管理者がよかったと思っていることが大事だ。河川管理者が「何度もやる必要がない」と考えて従来のような形式的な手法に戻ってしまうのは非常に残念だ。河川管理者としては、今後も時間と費用がかかってもやっていく意義があると思っているのか。率直な意見を聴かせて頂きたい。  
←無駄だとは思っていない。ただ、時間や予算の制約がある。ご意見を聴きながら計画を進めていくという方向性をやめることはないが、どれくらいの時間でどのような手法でやっていくかを考えないといけないと思っている（河川管理者）。  
←住民意見聴取の取り組みには大変な手間とコストがかかっている。それらに見合うだけの予期せぬ意見等が出たかということ、正直、少ないと思う。ただ、これをもって費用対効果を考えてよいとは思っていない。こういった手法を通じて河川事務所の能力も高まった（河川管理者）。
- ・河川管理者には、住民意見聴取の3つの手法に関する質問への回答をお願いしたい。①意見聴取の手法で間違った手法があったか。②意見聴取の手法として他の良い手法はあったか。③意見を反映させるためにはどの手法が有効か。④反映した意見、反映しなかった意見は何か。⑤反映した事項を住民に具体的に伝えたか（今後伝えるつもりか）。また、河川管理者にはWGの質問に対応する担当者を作って欲しい。

## 2. 関係住民の意見聴取反映方法についての意見書目次（案）について

田中WGリーダーより、資料2「意見聴取反映WG／意見書検討 目次(田中リーダー案)」についての説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・目次案には、諮問事項以上の内容が含まれている。例えば、「開かれた流域懇談会」とは、流域センターで懇談会を開催して、河川管理者が常に意見を聴ける組織があった方がよいのではないかと考えた。「住民意見反映委員会」とは、河川管理者が住民意見の中央値をうまく把握し反映するためにあった方がよいと考えた。ご意見をお伺いしたい。  
←新しいアイデアとして、さまざまな組織をご提案して頂けばよいと思う。ご提案内容については河川管理者で判断させて頂く。ただ、組織を提案するだけではなく、「組織をつくれればなぜ問題が解決されるのか」まで示して欲しい（河川管理者）。
- ・河川事務所で自由に意見を述べる機会を定期的に設けるよう検討して欲しい。
- ・例えば、新しい治水の考え方については河川管理者でも意見が分かれている。新しい方向に進むように意見がまとめる仕組み等が提案できればよいと思う。
- ・目次案「Ⅰ 住民意見聴取・反映のためにとられた従来の方法」は不適切だ。住民意見聴取は住民参加のためにとられた方法であり、「反映」は実体としての獲得目標ではない。「Ⅰ 住民参加のためにとられた従来の方法」とする方が適切だ。
- ・目次案「Ⅱ 住民意見聴取・反映の方法に関する新たな（or 改善）提案」とある。委員会は前回の意見書で対話討論会を提案したが、これを改善するということがよいのか。それとも、対話集会はもう止めて、新しい手法を提案するということなのか。  
←対話討論会は運用や広報を見直すことによってより良いものになると思うので、改善案を提案したい。また、対話討論会は1つの手法に過ぎないので、新たな手法も考えていくつもりだ。  
←河川管理者が実施してきた対話討論会以外の手法についても意見を述べた方がよい。
- ・社会的合意に関して、新たにⅢ章を立てた方がよいと思う。流域委員会には意見書で述べた「社会的合意」の意味を明確にする責任がある。そういう意味ではⅡ章で述べるよりも、Ⅲ章を作った方がよい。
- ・委員には、目次案に追加すべき新たな項目や検討すべき項目について、ご意見を頂きたい。

## 3. 各項目の作成分担および今後の進め方

- ・今後、WG作業検討会（9/19、9/25）を予定している。その後、住民参加部会検討会やWG作業検討会等を開催して、12月の全体委員会に答申案を提出し、1月の全体委員会で承認を得るというスケジュールを考えている。
- ・意見書案の内容については、第一期委員からご意見を頂く必要があるのではないかと。  
←その必要があるだろう。検討して頂きたい（委員長）。 以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第 75 回運営会議 (2006. 9. 19 開催) 結果報告		2006.9.28 庶務発信
開催日時	2006 年 9 月 19 日 (火) 13:30~17:10	
場 所	ばるるプラザ京都 5 階 会議室 2	
参加者数	委員 10 名 河川管理者 3 名	
<b>決定事項 および 検討事項</b>		
<b>① 平成 17 年度の事業進捗点検についての少数意見について</b>		
審議資料 1 「平成 17 年度事業の進捗点検についての少数意見」を用いて検討がなされ、第 52 回委員会 (10/10) にて少数意見として意見書に付するかどうかを検討することとなった。		
<b>② ダムフォローアップの検討体制について</b>		
ダムフォローアップの検討体制について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムフォローアップ定期報告書の提出は 11 月下旬になる見込みだ (河川管理者)。 ←現委員の任期は来年 1 月までだ。11 月下旬では検討時間が非常に少ない。急いで頂きたい(委員長)。</li> <li>・ダムフォローアップ報告書の提出に先立って実施されるダム現地視察では、前もって重要なポイントをまとめた資料を提出して頂きたい。現地視察には問題意識を持って臨みたい (委員長)。</li> <li>・ダムフォローアップの検討体制をどうするべきか。地域別部会での審議は難しい。治水・利水・環境等の項目毎に担当者を決めておかないことには進まないだろう (委員長)。</li> <li>・ダムフォローアップ定期報告書の説明は全体委員会で行おうと考えている。一度で全てを説明するのは難しいので、2 ダムずつ 2 回に分けて説明しようと考えている (河川管理者)。</li> </ul>		
<b>③ 意見聴取反映WGの検討状況と今後の予定について</b>		
審議資料 3 「意見聴取反映WG 9 月以降の会議開催予定(案)」を用いて意見交換がなされ、スケジュールが了承された (10 月の会議開催日程については「⑤ 今後の会議等開催日程について」のとおり)。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 回住民参加部会検討会 (10/30) では、河川整備計画に係わる各種の協議会や委員会等の概要 (情報公開の手段、一般傍聴者や意見聴取の有無等) について河川管理者から説明して欲しい。河川管理者にはあらかじめ質問事項リストを作成してお渡しする。</li> <li>・流域委員会が作成する「住民意見聴取反映に関する答申(案)」について、住民に意見を聴く必要があるのではないか。住民はどのように「答申」に関わってくるのか。 ←11 月に開催される予定の住民参加部会が住民から意見を聴く機会になるのではないか。「住民意見聴取反映に関する答申(案)」に対する住民からの意見聴取については次回の部会検討会にて検討したい。</li> </ul>		
<b>④ 他の部会・WGの検討状況と今後の予定について</b>		
委員より審議資料 4 「水需要管理に向けて たたき台(080917)」、配付資料「水位操作WG 意見書目次(案) たたき台」を用いて説明がなされた後、今後の予定について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。		
○意見書「水需要管理に向けて たたき台(080917)」について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位操作WG 意見書は琵琶湖に絞りに、それ以外については「水需要管理に向けて」で書くというのも 1 つの案だ。水位操作WG と調整して進めて欲しい。また、「水需要管理に向けて」では、正常流量や既設ダムの操作についても触れて欲しいと思っている (委員長)。</li> <li>・意見書の冒頭で委員会がどのような趣旨で「水需要管理に向けて」を公表するのかを書いておかなければならない。趣旨は、「提言」では説明が不足していたのであらためて考え方を示すということだろう。</li> </ul>		
○水位操作WG 意見書について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の瀬田川洗堰水位操作規則を操作規則制定前のルールに戻した場合のシミュレーションができないか。</li> <li>・水位操作WG 意見書では、景観 (浜欠け)、産業への影響、水質への影響、エコトーン(生態系)の機能、南湖の水草の機能等についても触れて欲しい。</li> </ul>		
<b>⑤ 今後の会議等開催日程について</b> ：10 月の会議開催スケジュールが下記の通りに決定した。		
10 月 4 日(水)	10:00~13:00	第 76 回運営会議
10 月 4 日(水)	13:30~16:30	第 4 回意見聴取反映WG 検討会
10 月 10 日(火)	10:00~12:30	第 5 回利水・水需要管理部会検討会
10 月 10 日(火)	13:00~15:00	第 3 回水位操作WG 検討会
10 月 10 日(火)	15:00~16:00	第 77 回運営会議
10 月 10 日(火)	16:00~19:00	第 52 回委員会
10 月 30 日(月)	16:00~19:00	第 3 回住民参加部会検討会
10 月 31 日(火)	13:00~16:00	第 4 回意見聴取WG 作業検討会
10 月 31 日(火)	16:30~19:30	第 6 回利水・水需要管理部会検討会
<b>⑥ 庶務からの報告事項</b> ：議事録確認期間について下記の通りに決定した。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録確認期間のさらなる短縮化：議事録を迅速に公開するため、議事録確認期間を 7 日間に変更する (締切 3 日前に締切注意喚起のメールを全委員に送信する)。締切後、発言確認がとれていない委員を議事録に明記した上で直ちに確定しHP で公開する。</li> </ul>		

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

第4回利水・水需要管理部会検討会（2006.9.26開催）結果報告		2006.10.6 庶務発信
開催日時	2006年9月26日（火）13:30～17:00	
場 所	ぱるるプラザ京 4階 研修室3	
参加者数	委員9名 河川管理者32名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回利水・水需要管理部会検討会を10月10日 10:00～12:30に開催することが決定した。河川管理者から「フルプラン」「異常渇水・利水安全度」「三重県・伊賀市の水道事業」について説明して頂く。</li> </ul> <p><b>2. 検討の概要</b></p> <p>①「利水・水需要管理部会検討資料」（たたき台）（060926版）について</p> <p>資料1「利水・水需要管理部会検討資料」（たたき台）（060926版）について部会長より説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <p>○「たたき台」への指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章までのポイントは、P1③で新たに提案されている「総合水資源管理制度」だろう。これまであまり議論していないので、今後審議していかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←水需要抑制は水道事業者にもさまざまな努力を強いるが、ライフスタイルの変化、都市開発や街づくりにも関わってくる。河川法の範囲を超えるので、都市問題とどう調整するかが問題だ。</li> </ul> </li> <li>・河川環境の観点から河川にどれだけの水量が必要なのかという視点が必要だ。最低限必要な水量が議論されなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←河川に必要な水量を考えるのは無理ではないか。歴史的な経緯まで検討しないといけなくなる。</li> </ul> </li> <li>・P7「1.2 水需要管理」は最も重要な項目だ。委員会が水需要管理をどう考えているのか、もっと具体的に書かないといけない。</li> <li>・たたき台の各論を見ていった時、それぞれの提案がどう繋がるのかをわかりやすくして頂くとありがたい。河川管理者としては、無駄な水を河川に流しているわけではないので、河川の水を増やすためには今使っている水を減らす方向しかない。このため、時間がかかっても、節水の啓発に力を入れざるを得ないかと考えており、「こういう状況に対してどうしていけばよいか」という具合に目的と意見をセットにして頂けるとわかりやすい。また、河川管理者の無駄な点に対するご指摘や雨水利用等の利用側からのご意見もあるだろう（河川管理者）。</li> <li>・たたき台「3.5 治水」では琵琶湖だけが取り上げられているが、既設多目的ダムで利水容量を減らして治水容量に変更するといったことがなされており、これが利水面のリスクになるのであれば、意見書の中でコメントしておいて欲しい。</li> </ul> <p>○「意見書」の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たたき台の作成作業の中で痛感したことは、今以上に水需要抑制を利水者に求める成果・見返りとして「未利用水を環境に還元する」という考え方を一般の方々に説明しないといけないということだ。今後、どのように意見書の作成を進めればよいか、ご意見があれば頂きたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←「水需要抑制によって水を環境に還元する」という表現には違和感がある。「環境に悪影響を与えないために河川からの取水量を減らす」ということだ。水循環の中で人間がコントロールできるのは取水量だけだから水需要抑制をやろうとしている。たたき台には「水循環」の視点が抜けている。</li> <li>←河川からの取水量を減らすことで平常時に河川に流れる水量が増える。このことが環境にとってプラスになるという論理が水需要管理の説明の仕方ではないか。また、水需要管理のねらいとして、渇水対策があげられる。渇水と水需要管理についても記述してはどうか。</li> </ul> </li> <li>・利水と環境の関係でわかりやすいのは、ポトマック川の例だろう。ポトマック川では、行き過ぎた利水予測によるダム計画（16つのダム計画）に対して環境側から反対が起きた。詳細な調査の結果、水融通を行うことによって最終的には2つのダムしかつくらなかった。一方で、我々が環境にどれくらい価値を認めるのか、環境の価値と人間にとっての水の価格（water pricing）を比較検討してその地域の社会的合意を形成していくという流れもある。たたき台で示されている「環境側が水需要抑制のコストを負担する」という考え方が理屈に合っているのかを検討していかないといいない。</li> <li>・この意見書が何を目的にして書かれ、意見書を受け取った者がどう使うのか。この10年で水道事業者の経営もスリム化されてきた。水道事業も経営改善される。流域委員会が果たす役割はあくまでも方向</li> </ul>		

性の提案・意見の提出なので、権限を持った組織が必要だという趣旨が強く出てこないといけない。

←やはり河川管理者の役に立つ意見書でないといけない。その後ろに利害者がいるということではないか。誰に向けた意見書なのかをはっきりしておかないといけない。

- ・水需要管理（抑制）によって新たな水利権を確保する必要がなく、ダムによる環境への悪影響も回避できるという筋書きはわかりやすい。水道事業者は経済的インセンティブが働かないと動かないので、その点についても検討しないといけない。水道事業者が自発的に水需要管理に対応することのメリット（volunteer compliance, win-win game の関係、ISO14000）を意見書に書かないといけない。
- ・渇水時に対策協議会が開催されるが、ポトマック川では渇水時だけではなく、その時点で気象条件や水需要をもとに検討する定期的な会議を持っている。そういった試みが淀川水系で可能なのか。
- ・意見書が「あるべき論」で終わるのか、それとも、「試行モデルの提案」になるのか。現行の枠内で工夫できる試行モデルを示すことがまず第一歩だ。制度を作っていくためには、府県とともに包括的にやっていくことができるのかどうか、誰が環境負担するのかといった話になってくる。そのためには水の価格を評価する必要がある。数値評価はできないが、相対的な価値評価（他地域との比較、過去未来との比較）や進んでいるのかどうかのチェック（bench marking）は可能だと思う。また、水需要を構造的に変える方法と日常的に水需要を抑制していく方法がある。日常的に水需要を抑制していくと、渇水時に行政の責任が問われるので、あらかじめ当事者間でリスク分担等の合意が必要だ。

←福岡県では建築確認に先行して節水計画を提出させてチェックをしたり、一定規模以上の建築物には雑用水道の設置義務を課している。県としての節水目標を掲げ、具体化するためのプランがあるのだろう。権限を集めてやれば実現可能性は出てくる。

- ・琵琶湖水位と水需要抑制のポイントは、異常渇水時の対応だ。当初 BSL-90cm 以下に下がれば、琵琶湖の環境に劇的な悪影響が出ると思われていたが、平成6年の大渇水では BSL-123cm に達したが、想像よりも軽い影響しかなかった。異常渇水時には、環境側に一定の我慢をしてもらうという考え方もある。利水、治水、環境がそれぞれどこまで我慢するのか。前もってどのようなことが起きるのかを知った上で我慢するのと知らないで我慢するのでは違う。異常渇水時に環境側が我慢するかわりに不可逆的な環境への影響が回避できるというメリットは大きいと考えている。

## ○水需要管理の考え方について

- ・環境や利水の面からだけでなく、世界的な水不足という面からも水需要管理を考えないといけない。ダムによって水を供給するというのが利水の中心だったが、これを変えざるを得ない。「河川水を貯める」という管理を脱却し、無駄な水を使わない管理に資する管理制度が必要だ。河川管理者の権限外でなかなか実現できないとしても、委員会はさまざまな方法を提案していかないといけない。河川管理者自身はこういった基本的な考え方をどう思っているのか。権限の壁があるとしても、それを打開するための方法について河川管理者の意見を出して欲しい。
- ・水資源開発が進められ水が余ってきた。河川管理者はさらなる水資源開発を進めるために、集中豪雨や異常渇水を新規ダム開発の理由にしてきたが、確かにこういった事象への対策を立てておく必要は認められる。その対応策として、新たな水資源開発（施設対応）で行くのか、それとも水需要管理で行くのか。河川管理者にはどうしても譲れない部分を教えて欲しい。

## ② 今後の進め方について

- ・「利水・水需要管理部会検討資料」（たたき台）（060926 版）をもとに検討を進めて頂きたい。委員に意見を求めるよりも、部会長が担当委員を決めて修正をお願いするという進め方がよいだろう（委員長）。
- ・本日頂いたご意見を元にたたき台を修正する。次回担当委員を決めて修正をお願いし、検討を進めたい。11 月末の利水・水需要管理部会ではある程度固まった案を提出したい（部会長）。

以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。